

法務省 犯罪被害者支援弁護士制度・実務者協議会（第10回） 議事要旨

1 日時

令和5年1月18日 午後5時頃～午後6時10分頃

2 協議会の方法

対面及びWeb会議方式

3 議事要旨

意見交換

本制度の方向性に関する取りまとめを見据えつつ、各項目について意見交換を実施した。

ア 趣旨等

弁護士による支援の必要性や、本制度の対象犯罪を性犯罪とする理由等について、次回会議より前に日弁連から意見の提出を受けた上で、更に議論を整理することが確認された。

イ 支援対象

対象犯罪については、これまで議論したとおりで争いがないことが確認された。また、対象者については、被害者と内縁関係や事実上の親子関係にある者を対象者に含むかという点を除き、争いがないことが確認された。

ウ 支援内容等

一定の継続性を有する支援を受けることができる制度の創設を目指すことに加え、本制度による支援の始期は捜査機関が関与した時点とすることや、法律相談制度を別に設ける場合には始期を捜査機関関与前とすることも可能であること等が確認された。

他方で、通常行っている支援とそれ以外の支援の区別の在り方のほか、示談交渉や公判段階における支援を本制度に含めることの要否・当否等については、今後も検討を要することが確認された。

エ 利用要件・費用負担等

一定の資力要件を設けることについては争いがないことが確認された。

本制度の支援を無償とする場合や償還制とする場合のそれぞれの課題や理由について意見交換が行われ、今後も検討を要することが確認された。

今後の予定等

ア 次回以降の進め方等について

次回（第11回）の会議においては、各項目について更に意見交換を行い、争いのない事項や今後も検討を要する事項等を整理することとされた。

イ 次回の会議について

次回（第11回）の会議は、令和5年2月8日午後5時30分からと指定された。